



不正調査と フォレンジック・テクノロジー

アソシエイト ディレクター 坂東 亮
アソシエイト プリンシパル 宮田 一宏

1. タイにおける不正の実態

2. 不正の定義と類型、不正調査の一連の流れとポイント

3. フォレンジック・テクノロジーのご紹介

3-1: 不正データ分析

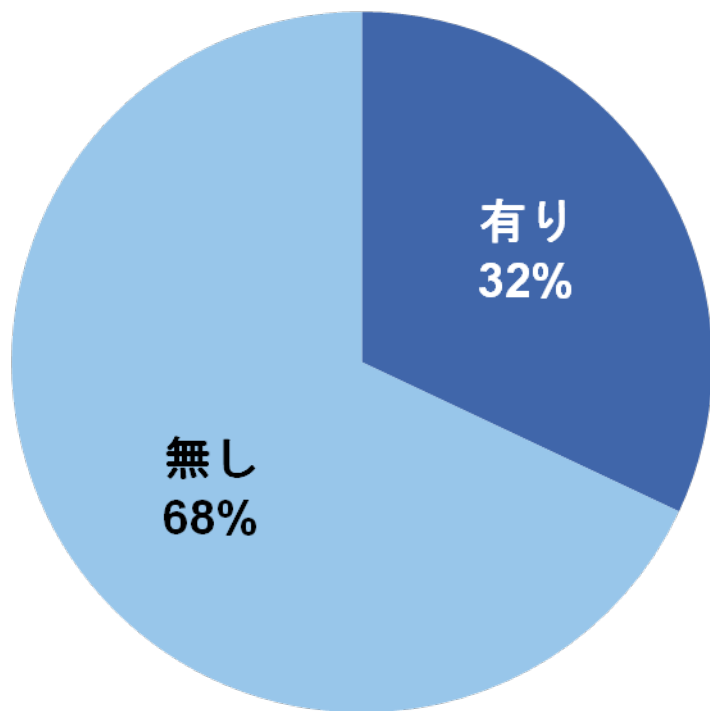
3-2: デジタル・フォレンジック

1. タイにおける不正の実態

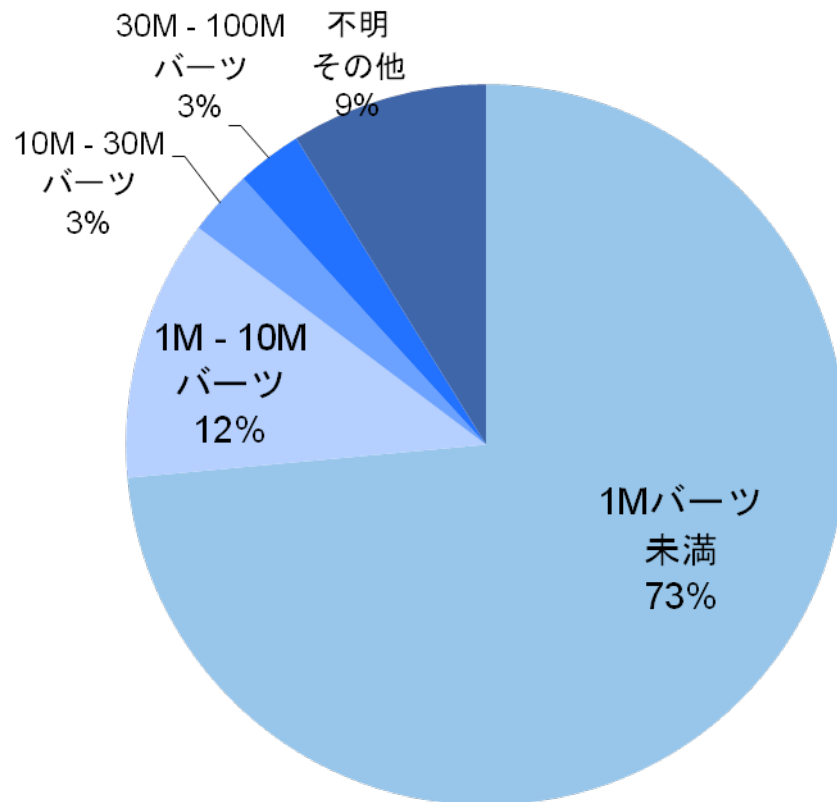
1. タイにおける不正の傾向

在タイ日系企業を対象とした弊社アンケート調査(107社より回答;2013年実施)

1. 過去2年間における不正発覚の有無



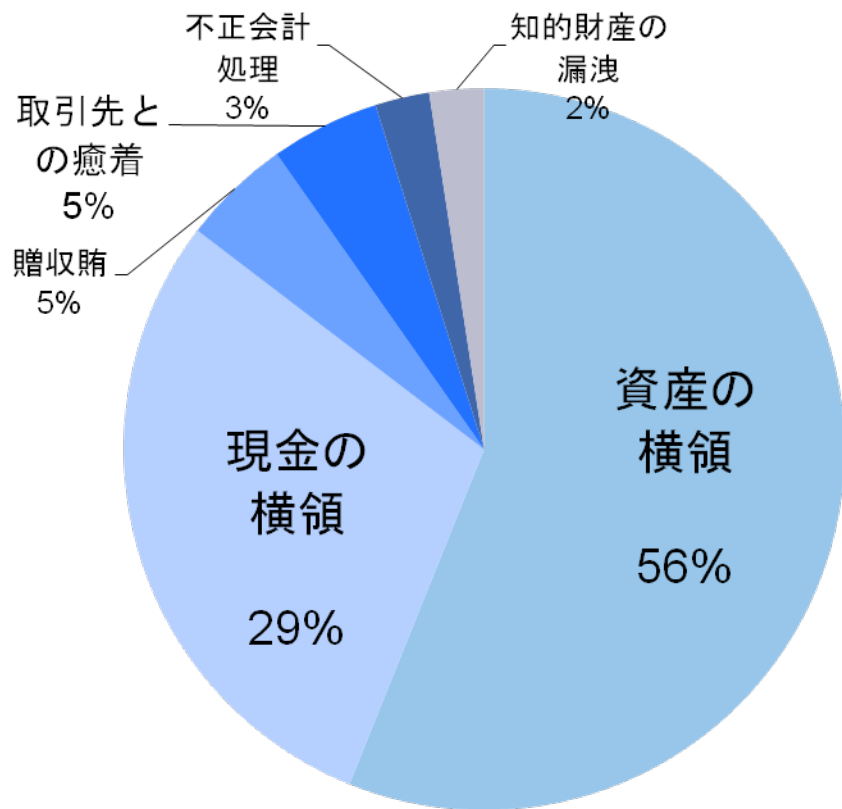
2. 損害額



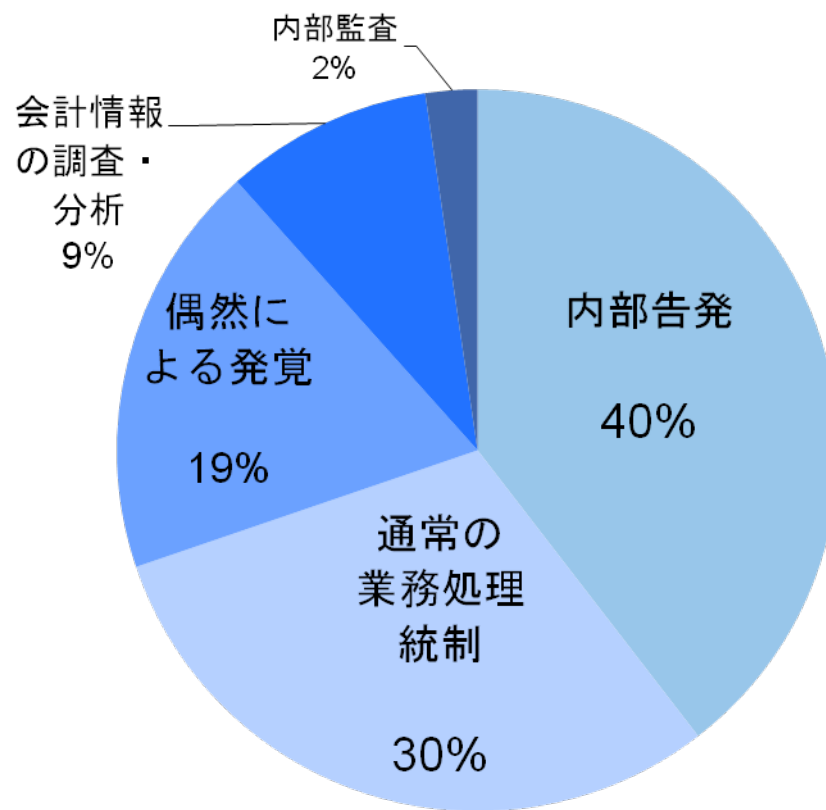
1. タイにおける不正の傾向

在タイ日系企業を対象とした弊社アンケート調査(107社より回答;2013年実施)

3. 不正の種類



4. 不正がどのように発覚したか



1. タイにおける不正の傾向

読み取れる不正の傾向

- タイにおける以前からの傾向と変わらず、小額(1M未満)の不正事例が件数としては多いが、長期に亘って行われる場合は時に高額となるケースが有る(30Mパーツ超)。
- 不正の種類としては「横領」が圧倒的に多い(全体の8割強)
- 不正は社内を横断的に、どの部門でも起こりうる。
- 不正はどの職位でも起こりうる。

2. 不正の定義と類型

不正調査の一連の流れとポイント

2.1 不正の定義と類型

2.1 不正とは

不正の定義

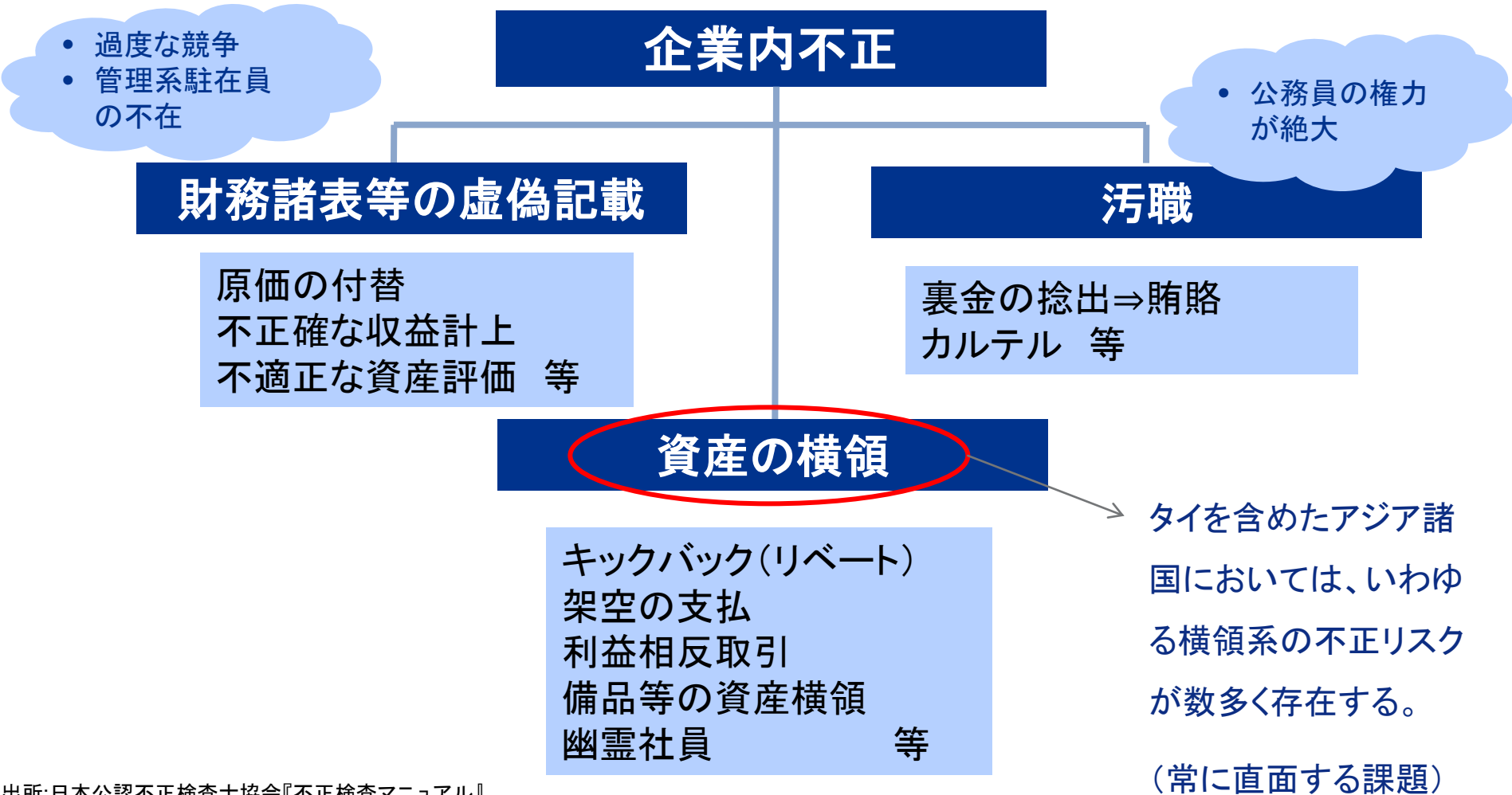
不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為に係る経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。

(日本公認会計士協会 監査基準委員会報告第40号)

不正の特徴

- 意図的な行為である
- 内部統制のスキを感知して行われる
- 不正は反復し、さらに徐々に多額となる
- 行為者の役職が高くなるほど、不正額は高額となる
- 不正は、内部のみならず、外部からも行われる

2.1 企業内不正の種類



出所:日本公認不正検査士協会『不正検査マニュアル』
をもとにKPMG FASにて加筆

2.1 横領系の不正の種類とその徴候

不正の徴候、気づきのポイント

- 違和感に気づくことを意識する(性悪説、性弱説)
- 下請等との共謀があることも想定する。
- 言語の問題等によりモニタリングの眼が行き届きにくい領域(聖域)を重点的にチェックする。
- 現地人ネットワーク(社内、社外)を意識する。
- なお、通常の業務報告において徴候が把握されるような報告制度が設計されることが望ましい。

主な不正の種類 <支払手続きに係る不正>

| 手口/徴候 | 内 容 | 発見、防止の目線 |
|--------------|--|---|
| 領収書の偽造 | <ul style="list-style-type: none"> • 偽造領収書には、「コピーした領収書」、「自身で作成」、「知人企業からblankをもらう」など複数のケースが考えられる。 • 領収書の偽造は、共謀も不要であり実施は容易と考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> • いずれのケースにしても通常の領収書と比較し、紙質、筆跡等を含め、違和感に気づかなければならないが、実施の容易さと比較し、発見は困難であるといえる。 • 領収書のみによる支払を認めないこととする方法も検討の余地がある。 |
| 小切手の偽装 | <ul style="list-style-type: none"> • 小切手の署名権限者のサインを真似て、親類または自身の設立した会社に発行し、多額の金銭を横領する。 | <ul style="list-style-type: none"> • 小切手帳のみでなく、小切手番号ごとの発行先を管理する。(小切手のミミを管理。) • 月末の銀行勘定調整表の内容をレビューする。 |
| 幽霊社員への給与の支払い | <ul style="list-style-type: none"> • 架空人物(幽霊社員)を雇用していることにし、当該人物への給与を横領する。 • 幽霊社員は、架空人物である場合のほか、退職者の登録を抹消せず、振込口座を変更し利用しているケースもある。 | <ul style="list-style-type: none"> • 月別給与総額の差異分析 • 給与振込先口座の変更履歴のチェック |

2.1 横領系の不正の徴候

主な不正の種類 <購買手続きに係る不正>

| 手口/徴候 | 内 容 | 発見、防止の目線 |
|------------------|---|---|
| トンネル会社 (実在取引) | <ul style="list-style-type: none"> 調達取引等で、実質的に業務を提供しない企業を取引に介在させるとともに、これに利益を与え、キックバック等の原資とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該企業の業務内容と、取引内容の違和感 当該企業の規模と取引ボリュームの違和感 |
| ファミリー企業との取引 | <ul style="list-style-type: none"> 親類の企業を取引に介在させることで利益を得る手法である。 当該企業が実質的に業務を提供しないケース(上記のトンネル会社と同様)と、当該企業も業務を行うが、取引を優遇することで利益を与えるケースがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 新規取引開始時の背景調査 ビッドプロセスの厳格化 宣誓書の提出 |
| 架空取引 | <ul style="list-style-type: none"> 取引実態がないにも関わらず、あたかも取引があったように偽装し会社から支払を得る 支払先が架空会社のケースと、実在の取引先と共謀するケースがある。(トンネル会社にも関連) | <ul style="list-style-type: none"> 取引承認プロセスの厳格化(現地語の禁止) 振込先口座が、従業員および近親者の名義でないか(架空会社の場合) |
| ビッドプロセスの偽装 | <ul style="list-style-type: none"> 共謀しているビッド参加社に対し、他社のビッド価格情報を漏洩 自身で架空のビッド書類を作成し入札に参加し、実際には、共謀している企業のみしか存在していないにも関わらず、あたかもビッドが行われたように偽装 ビッド評価プロセスへの恣意的介入 | <ul style="list-style-type: none"> ビッド参加社の過去におけるビッド参加履歴を確認し、特定人物との関係を検討 ビッド参加企業の実在性チェック 案件内容と参加社の業種の整合性 ビッド関連書類の現地語の禁止(モニタリング困難なため) |

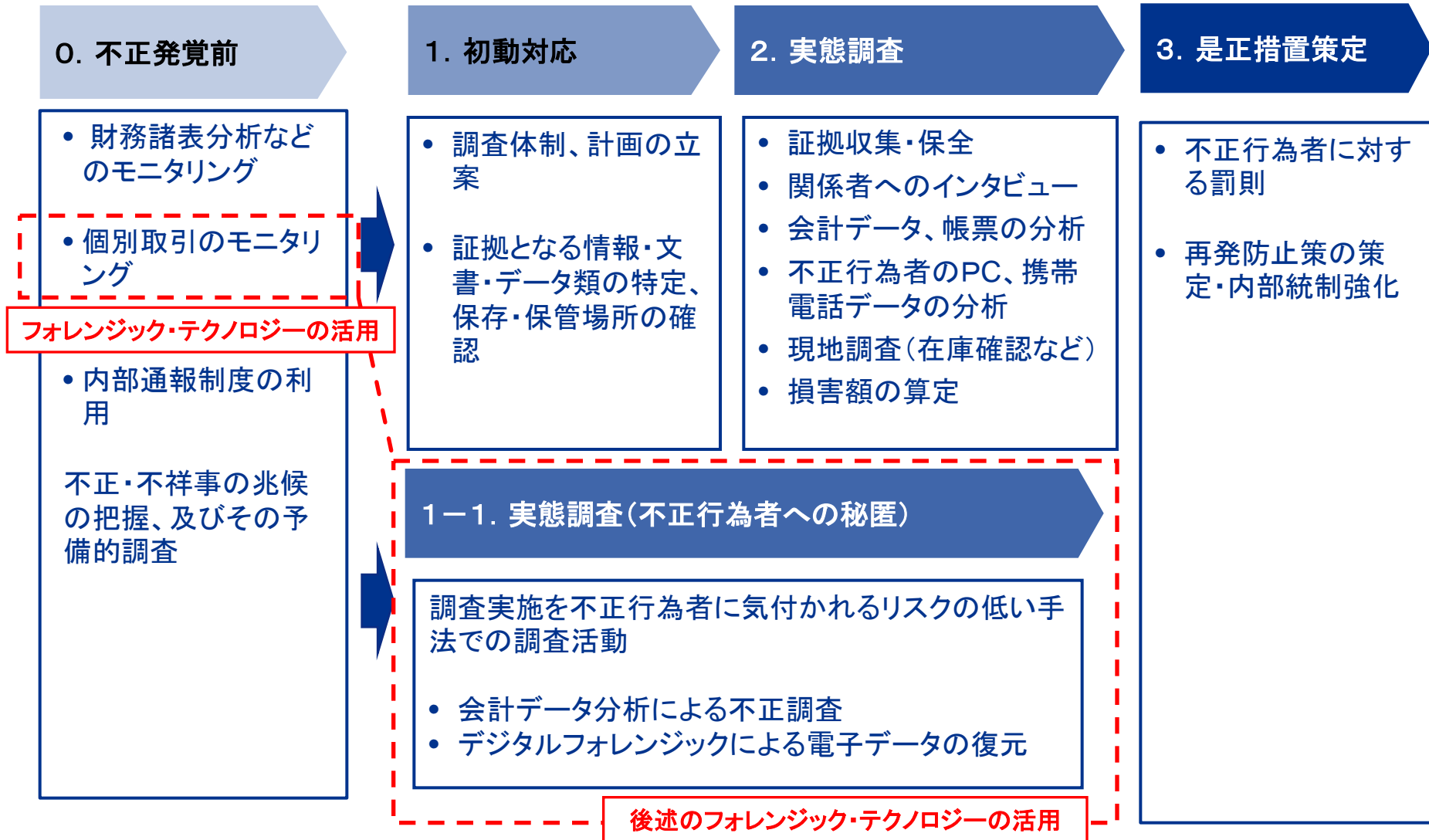
2.1 横領系の不正の徴候

主な不正の種類 < 棚卸資産手続きに係る不正 >

| 手口/徴候 | 内 容 | 発見、防止の目線 |
|-----------|---|--|
| 在庫、備品の横流し | <ul style="list-style-type: none"> 材料/製品倉庫、もしくは生産工程から製品等を無許可で持ち出して転売。 | <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ、払い戻し手続きの厳格化⇒棚卸資産記録の正確性の確保。 固定資産実査、在庫棚卸 |
| スクラップ/廃棄品 | <ul style="list-style-type: none"> スクラップを不当に持ち出し転売 スクラップ業者と共謀し、引き渡し数量を偽装したうえで差額をキックバック 最終製品の場合、型遅れ品などの廃棄品を持ちだし転売 | <ul style="list-style-type: none"> 生産数量とスクラップ重量および保管スペースとの違和感 価値のあるスクラップ、廃棄品については、管理を徹底する。 |

2.2 不正調査の一連の流れと ポイント

2.2 不正調査の一連の流れとポイント



2.2 不正調査の一連の流れとポイント

1. 初動対応

- 調査の必要性の評価・・・以下を考慮
 - 疑惑行為の性質、情報源の信頼性
 - 疑惑行為が事実である場合の会社に与える潜在的な影響
 - 調査期間、複雑性、費用

- 暫定的対応の必要性の判断・・・従業員の安全、会社資産の保全（容疑者を職場から離す、等）

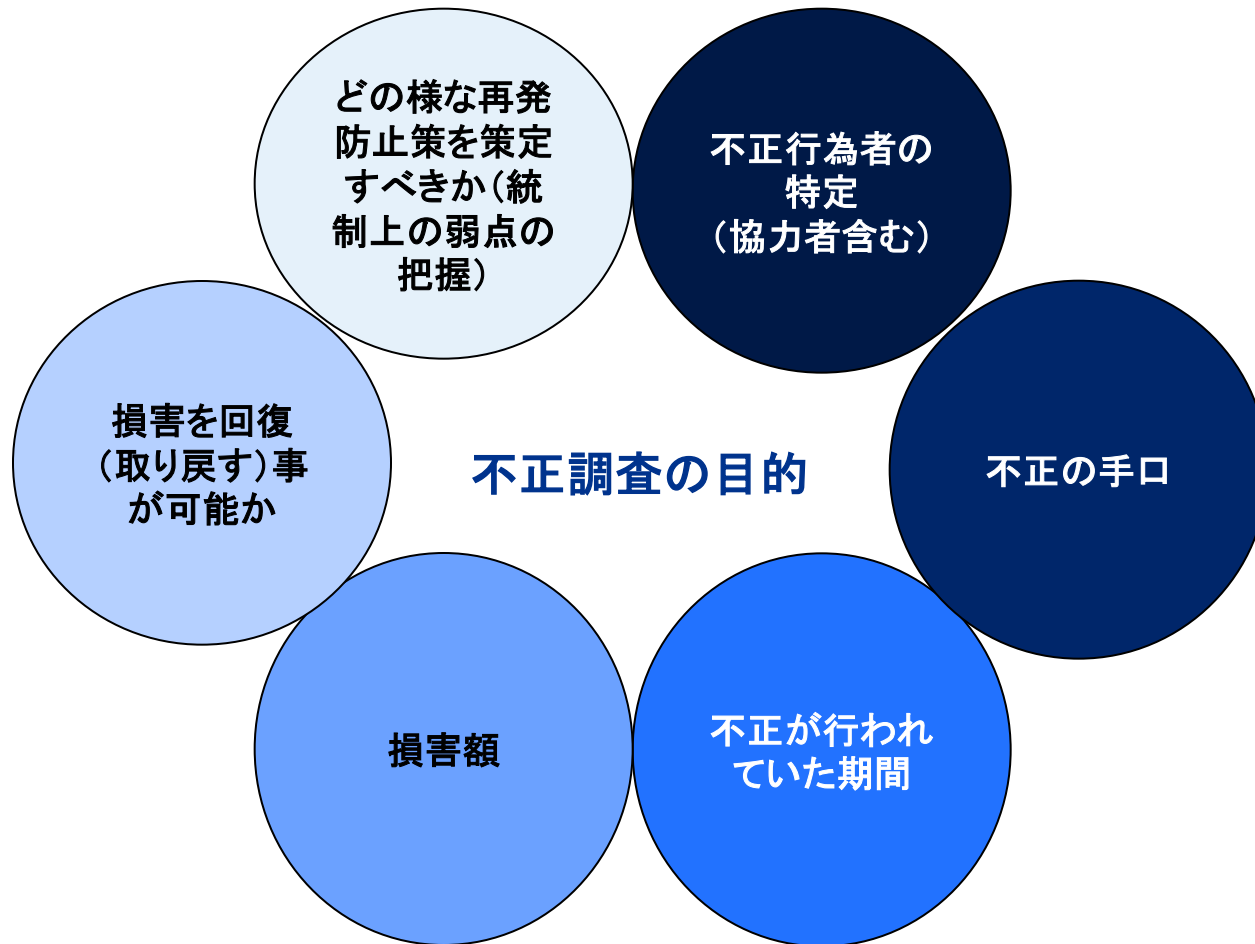
- 疑惑、調査内容を知らせるべき人間の特定

- 調査の主導、管理の決定
 - 調査を主導する組織、管理責任者の決定（疑惑の性質を考慮する）
 - 調査範囲の妥当性の判断
 - 調査計画、所要期間の見積もり

- 調査実行者の選定・・・調査対象者から十分距離をおいた人間とする。

2.2 不正調査の一連の流れとポイント

不正調査活動の目的は主に以下の点を把握する事



上記目的が達成される様、初動対応の段階で十分な計画立案をする。

2.2 不正調査の一連の流れとポイント

1. 初動対応

調査計画における主な対応事項、留意点

不正行為者による証拠隠滅前に保全すべき証拠の特定

隠滅防止のための証拠保全の方法

調査が公正、正確、且つ完全に行われるための調査活動全般の管理、調査範囲の決定

証拠能力を保つための電子データの解析方法の検討

インタビュー対象者、関係者へのインタビューで聴取すべき事の整理

報告手続きの策定(調査期間中、最終報告)

2.2 不正調査の一連の流れとポイント

2. 実態調査

実態調査における主な対応事項、留意点

情報・証拠の収集(文書類、電子データ)

インタビューと記録の文書化(最終報告書の一部、訴訟における証拠となる)

情報分析(財務データ、業務関連データ、電子メール等の交信)

損害額の算定

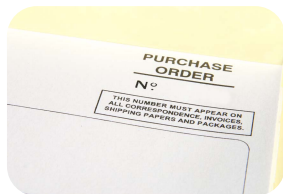
3. フォレンジック・テクノロジー のご紹介

3. 1 不正データ分析

不正データ分析の主な対象



会計仕訳



購買全般



給与支払



旅費・経費



汚職



購買入札

不正データ分析により会計データの一定パターン、或いは異常傾向を探知する事ができる。

メリットとして以下が考えられます。

- 不正の兆候のある取引を膨大なデータの中から効率的に抽出する事が可能
- 全取引(100%)対象に分析するため、通常の無作為のサンプルテストよりカバー率が高く、より信頼がかけられる
- 不正調査においては調査実施を秘匿することができるため、通常業務への影響を最小化できる。
- 不正調査のみならず不正防止を目的とした積極的なモニタリング手法として活用できる(予防的統制)。

不正データ分析を活用した調査のながれの一例

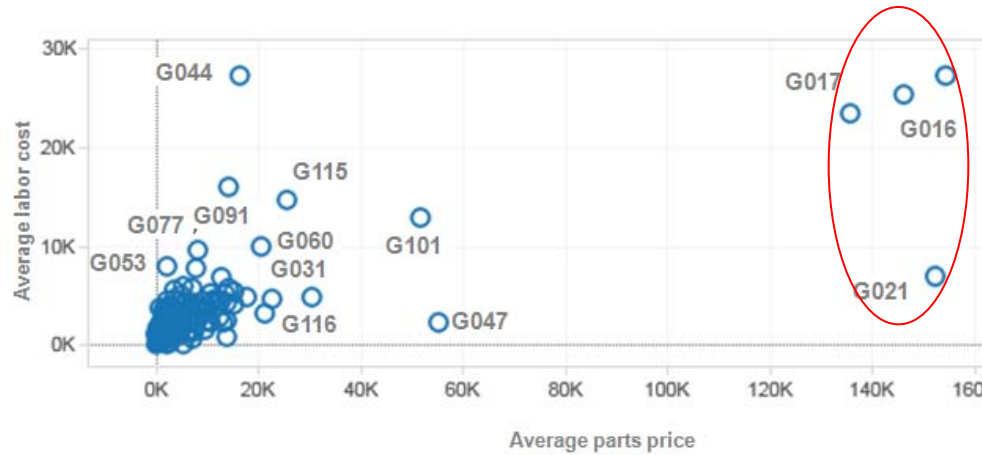


- 不正データ分析を通して全取引を対象に異常傾向のある取引を抽出
- 抽出された取引について内部監査を実施し、不正の疑いの有る取引を絞り込む
- 不正の疑いの有る取引について本格的な不正調査を実施。

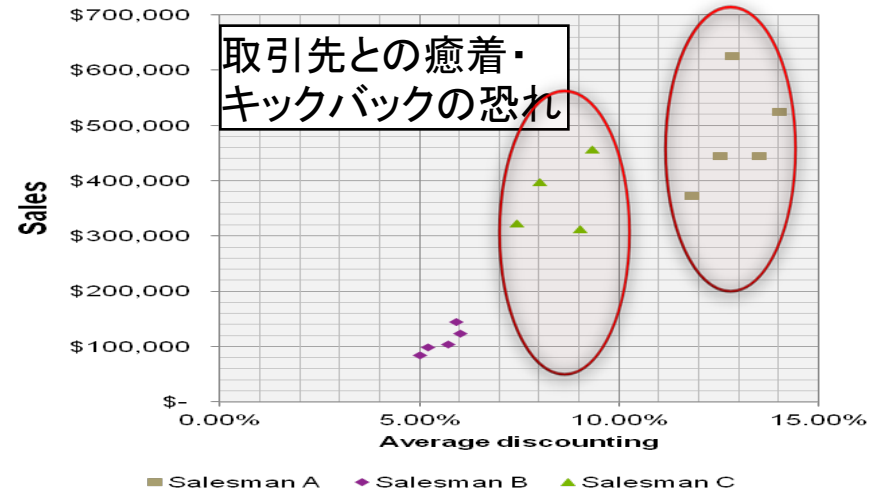
3.1 フォレンジック・テクノロジーのご紹介 – 不正データ分析

不正データ分析における傾向分析の例 – 様々な切り口から不正の兆候を探ることが可能な分析手法

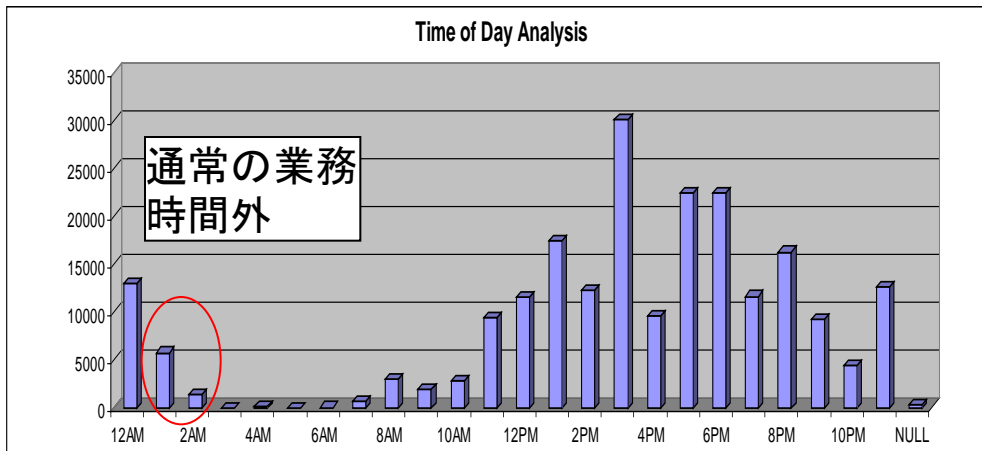
製品売価および原価の相関関係の分析



各営業マンの製品売上および値引率の相関関係の分析



システムへのデータ入力の時間帯による分析



取引プロファイリングにより、不正の兆候を判定する複数の基準(*)を事前に取り決めた上で、全取引のデータを分析しスコアリングを行う。その基準に該当する毎に当該取引を加点し、高数値の取引(=不正の兆候が高い)を抽出する(以下イメージ図)。



(*)不正の兆候を判定する基準の例

- 会計仕訳の起票、承認者が同一人物であるか
- 仕訳投入のタイミング(期末前後、等)
- マイナス額の仕訳投入
- 取引の種類(例:支出名目、支払先など)

3. 2 デジタル・フォレンジック



デジタル・フォレンジック サービス

- デジタル・フォレンジックの専門化による電子データの保全、削除されたデータの復元及び解析
- 電子データには消失しやすく、また改竄されやすい性質があるため、当該データが法廷において十分な証拠能力をもち、不正行為者の特定に寄与するためには、十分な証拠保全の手順を踏む必要が有る。適切な手続きのもと、デジタル・フォレンジックの専用機器やソフトウェアを用いて証拠を収集、保全する。

計画 準備

- 調査目的の明確化
- 調査対象となる人物、情報機器の特定
- 調査タイミングの決定

データ 収集・ 保全

- 調査対象の情報機器から調査対象データを取得(フォレンジック専用ツールを活用)

データ 復元・加工

- 削除されたデータを復元
- 復元されたデータの加工を行い、フォレンジック専用の検索・分析用ツールへデータを格納

データ 検索・分析

- 電子文書、メール、業務システムデータなどを検索、分析する事によって事実解明および証拠入手、保全を行う
- 調査目的に応じて犯行者、協力者の特定、動機の解明、余罪の追及を行う。

調査対象となる機器

- PC
- メール・ファイルサーバー
- メモリドライブ
- CD
- 携帯電話等の携帯用媒体
など

